JR東海労なごや

2013年12月13日 No. 983 JR 東海労名古屋地方本部

発行者:山田哲也編集者:堀部肇

私たちの職場に 組合掲示板を!

2012年3月17日ダイヤ改正により紀伊長島駅に配置されていた運転士は伊勢運輸区に配転となりました。紀伊長島駅では、私たちJR東海労の組合掲示板が設置されていましたが、伊勢運輸区にはありませんでした。配転され組合員が増加したこともあり、組合掲示板の設置を会社に求めたところ、人数が基準に満たないと拒否されてしまいました。

その様な基準など協約には全く記載されていません。

伊勢運輸区に組合掲示板を設置することと協約に発生した疑義を解明するため団体交渉の申し入れを会社に対し行ったところ、団体交渉も拒否されてしまいました。 私たちJR東海労は、これらの行為は会社による重大な不当労働行為であるとして、2013年3月25日、三重県労働委員会に不当労働行為救済の申し立てを行い闘いに立ち上がったのです。

2013年12月2日、三重県労働委員会による第2回目の調査が開催され、組合・会社 双方から主張の確認・追加、争点の整理などが行われました。

現時点での主な争点は

- ①掲示板設置不許可をもって不当労働行為が行われたか否か。
- ②団体交渉を拒否したか否か。
- ③団体交渉を開催しない正当な理由があるか。等です。
- ☆ 次回第三回調査は、2月24日開催されます。

私たちは伊勢運輸区にJR東海労組合掲示板の 設置を**求**め三重県労働委員会で闘っています!